

第二部 参 照 情 報

第1 参照書類

機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

「債券内容説明書（法人情報） 平成 17 事業年度」（平成 18 年 9 月 30 日付作成）

第2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての「債券内容説明書（法人情報） 平成 17 事業年度」に記載された「事業等のリスク」その他の内容について、当該「債券内容説明書（法人情報） 平成 17 事業年度」の作成日以降本債券内容説明書（証券情報）作成日（平成 19 年 1 月 9 日）までの間において、変更及び追加事項が生じております。以下においては、当該変更及び追加事項を含む内容を記載しており、変更及び追加箇所は下線で示しております。

第1 法人の状況 3 事業の内容

（4）事業の概況

⑨ 奨学金の原資及び借入金の償還

第一種奨学金については、国の一般会計からの借入金（以下「政府借入金」という。）及び過去に貸与した第一種奨学金の返還者からの回収金を原資として奨学金の貸与を行っており、国の一般会計からの借入れ、奨学生への貸与は、ともに無利息となっています。

第二種奨学金については、国の財政融資資金（平成 12 年度までは資金運用部資金）からの借入金、財投機関債の発行により調達した資金（平成 13 年度から）及び過去に貸与した第二種奨学金の返還者からの回収金を原資として奨学金の貸与を行っています。なお、第二種奨学金の奨学生への貸与利率は、原則として年 3%ですが、財政融資資金からの借入金の利率（貸与する当該月の資金に財投機関債の発行により調達した資金を充てる場合、該当する財投機関債の利率と財政融資資金の借入利率を加重平均した利率）が 3%未満の時は、当該利率を奨学金貸与の利率とする（注）旨定められています（独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成 16 年政令第 2 号。以下「機構法施行令」という。）第 2 条及び附則第 2 条）。平成 18 年 12 月分の奨学金の貸与利率は、財政融資資金の借入利率（平成 18 年 11 月 13 日改定、年利 1.3%）が用いられています（表 1）。

（注）平成 15 年 3 月 31 日以前に入学し、かつ平成 16 年 3 月 31 日までに採用された奨学生に対する奨学金貸与の利率については、「財政融資資金からの借入金の利率が 3%未満の時は当該利率」とする旨定められており、財投機関債の発行により調達した資金を当該月に貸与する奨学金資金に充てる場合も該当する財投機関債の利率は奨学金貸与利率に反映されません。以下の説明においても同様です。

（以下省略）

(表1) 第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利率等推移表 (平成15年4月以降)

年 月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利率	財投機関債金利
平成15年4月	0.30%	0.3%	—
5月	0.30%	0.3%	—
6月	0.20%	0.2%	—
7月	0.20%	0.2%	—
8月	0.52%	0.5%	0.52% (第4回日本育英会債券)
9月	0.40%	0.4%	—
10月	1.00%	1.0%	—
11月	0.60%	0.6%	—
12月	0.73%	0.8%	0.70% (第5回日本育英会債券)
平成16年1月	0.70%	0.7%	—
2月	0.60%	0.6%	—
3月	0.53%	0.5%	0.64% (第6回日本育英会債券)
4月	0.70%	0.7%	—
5月	0.70%	0.7%	—
6月	0.70%	0.7%	—
7月	0.97%	0.7%	1.18% (第1回日本学生支援債券)
8月	0.80%	0.8%	—
9月	0.90%	0.9%	—
10月	0.70%	0.7%	—
11月	0.70%	0.7%	0.70% (第2回日本学生支援債券)
12月	0.70%	0.7%	—
平成17年1月	0.60%	0.6%	—
2月	0.62%	0.6%	0.66% (第3回日本学生支援債券)
3月	0.60%	0.6%	—
4月	0.60%	0.6%	—
5月	0.60%	0.6%	—
6月	0.50%	0.5%	—
7月	0.58%	0.5%	0.62% (第4回日本学生支援債券)
8月	0.50%	0.5%	—
9月	0.60%	0.6%	—
10月	0.60%	0.6%	—
11月	0.90%	0.8%	0.90% (第5回日本学生支援債券)
12月	0.90%	0.9%	0.90% (第5回日本学生支援債券)
平成18年1月	0.90%	0.9%	—
2月	0.92%	0.9%	0.94% (第6回日本学生支援債券)
3月	1.00%	1.0%	—
4月	1.30%	1.3%	—
5月	1.30%	1.3%	—
6月	1.50%	1.5%	—
7月	1.58%	1.5%	1.62% (第7回日本学生支援債券)
8月	1.40%	1.4%	—
9月	1.40%	1.4%	—
10月	1.20%	1.2%	—
11月	1.49%	1.2%	1.52% (第8回日本学生支援債券)
12月	1.30%	1.3%	—

(注) 平成15年3月31日以前に入学し、かつ平成16年3月31日までに採用された奨学生に対する奨学金の貸与利率は、財政融資資金借入利率と同率となります。

〔ご参考1〕「日本学生支援債券」及び「日本育英会債券」発行の状況

日本学生支援債券

回号	発行年月日	発行額	年限	発行金利
第1回	平成16年7月5日	300億円	5年	年1.18%
第2回	平成16年11月5日	300億円	5年	年0.70%
第3回	平成17年2月4日	160億円	5年	年0.66%
第4回	平成17年7月5日	400億円	5年	年0.62%
第5回	平成17年11月4日	400億円	5年	年0.90%
第6回	平成18年2月3日	300億円	5年	年0.94%
第7回	平成18年7月5日	400億円	5年	年1.62%
第8回	平成18年11月6日	400億円	5年	年1.52%

日本育英会債券

回号	発行年月日	発行額	年限	発行金利
第1回	平成13年12月5日	100億円	10年	年1.59%
第2回	平成14年10月28日	360億円	5年	年0.50%
第3回	平成15年2月3日	200億円	5年	年0.44%
第4回	平成15年8月5日	300億円	5年	年0.52%
第5回	平成15年12月5日	260億円	5年	年0.70%
第6回	平成16年3月5日	50億円	5年	年0.64%

※ 平成19年1月9日現在、株式会社日本格付研究所（JCR）よりAA+、株式会社格付投資情報センター（R&I）よりAAの格付けを取得しています。

第2 事業の状況 3 事業等のリスク

(2) 国の政策及び外部評価制度に伴うリスク

本機構は、国が関与すべき業務を実行する独立行政法人であり、国の政策の変化が本機構の業務、業績に影響を与える可能性があります。平成19年1月9日現在における本機構に関する行政改革の動向は以下の通りです。

① 独立行政法人の業務の見直しについて

平成18年11月27日に政策評価・独立行政法人評価委員会より主務大臣に対して「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」が通知されました。これを踏まえ、文部科学省は、平成18年12月15日に「『独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について』における指摘事項を踏まえた見直し案」（以下「見直し案」という。）を行政改革推進本部へ提出、平成18年12月24日、行政改革推進本部の議を経て「見直し案」が決定されています。「見直し案」につきましては以下の通りです。

「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成18年12月15日
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、以下の事項を掲げることにより、事務及び事業の改善を図る。なお、この見直しの考え方に従い、平成21年3月までの間に、大学等との役割分担を踏まえ、国の施策と密接に連携しつつ、独立行政法人として真に担うべきものに特化・重点化するとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、検討を行い、次

期中期目標・中期計画を策定するまでに具体的なものにすることとする。

第1 奨学金貸与事業の的確な実施等

1 奨学金の貸与の的確な実施等

奨学金貸与事業については、優れた学生等で経済的理由により修学が困難な者への奨学金の貸与により、教育の機会均等の確保及び人材育成に資するという教育施策としての目的を十分踏まえ、真に支援を必要とする者への貸与が行われるよう、貸与基準の厳格化とそれに沿った運用の徹底を図ることとする。

また、在学中の適格認定制度等を活用し、学業成績等を踏まえた奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に依頼するとともに、奨学金の貸与の停止、奨学生としての資格の廃止等の措置を厳格かつ迅速に行うこととする。

なお、3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討することとする。

2 奨学金の回収の強化

貸与した奨学金の回収については、事業の健全性を確保するため、抜本的な強化を図る必要があることから、民間有識者を含めた検討体制の下で、その原因分析を行い、かつ、効果的な回収方策を検討・策定し、その着実な実施を図ることとする。その一環として、現行の中期計画において掲げられている新規返還者の初年度末の返還率に係る回収目標について、達成に向けた具体的方策を明らかにした上で早期にその達成を図るとともに、延滞1年以上の者に対して法的措置を含めた延滞債権に対する回収の更なる強化を図り、次期中期目標・中期計画においては、総回収率に係るものも含め現行の回収目標を上回る目標を具体的かつ定量的に設定することとする。その際、費用対効果の検証を踏まえつつ、回収業務の全面的な民間委託などを検討し、その結果をも踏まえ職員数を削減することとする。

さらに、財団法人日本国際教育支援協会が実施する機関保証業務については、保証機関へ延滞債権のリスクを安易に移転することにより保証機関の収支の健全性が阻害されることのないよう、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握し、機関保証の妥当性を毎年度検証することとする。

第2 留学生支援事業の抜本的な見直し

留学生支援事業については、留学生政策全体における日本学生支援機構の役割を明確化した上で、見直しを行なうこととする。

1 国際交流会館等の抜本的な見直し

国際交流会館については、その運営実態等にかんがみ、今後の新設は停止することとする。また、現存する施設については、管理運営業務に係る一般競争入札の導入による民間委託、市場化テストの活用等による経費の削減に努めるとともに、老朽化した施設については順次廃止することとする。

また、「知的交流拠点の中核施設」として設置された東京国際交流館の施設であるプラザ平成については、当面、市場化テストの活用により経費の節減を図るものとする。併せて、費用対効果の観点も含め機能の発揮状況を検証し、その結果に基づき、施設管理運営業務について、現行中期目標期間の終了時までの間に、廃止（資産の処分方策を含む。）を含めた在り方について検討し、結論を得ることとする。

2 日本語教育業務の抜本的な見直し

日本語教育業務については、民間の日本語教育機関の拡充の状況や現在の日本語教育センターの運営実態を

踏まえ、現行中期目標終了時（平成 20 年度末）までに、対象を高等専門学校又は専修学校への進学を希望する国費留学生及び外国政府派遣留学生を中心に特化していくため私費外国人留学生に係る学生数を半減するとともに、これに伴い、運営体制の見直しを行うこととする。

なお、次期中期目標期間（平成 21 年度～25 年度）において、引き続き私費外国人留学生に係る学生数の縮小を図りつつ、文部科学省における留学生に対する日本語教育の支援方策等に関する検討の一環として、抜本的な在り方の検討を行うこととする。

第 3 学生生活支援事業の見直し等

1 学生生活支援事業の重点化

学生生活支援事業については、大学等の自主的な取組を促すため、事業内容を厳選して実施することとする。

2 学生支援情報データベースの定期的見直し

現在構築中の学生支援情報データベースについては、各大学への調査を行い、利用状況や要望を把握するとともに、その構築に係る各大学の労力と同データベースから得られる効果を評価した上で、効率化・合理化・有用性の観点から、定期的に整備計画の内容を見直すこととする。

3 各種研修等の重点化

研修事業等については、事業の効率化・合理化の観点から、各大学におけるノウハウの蓄積が十分でなく、適

切な支援を行うことが困難な分野を中心に重点化し、整理・統合することとする。このため、体験ボランティア・学生ボランティア活動セミナーは廃止することとする。

第 4 その他の業務全般に関する見直し

上記第 1 から第 3 に加え、業務全般について以下の取組を行うこととする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における日本学生支援機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、日本学生支援機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記することとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すこととする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、日本学生支援機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すこととする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年

法律第 47 号)等に基づき、5 年間で 5 %以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進することとする。

3 随意契約の見直し

第 2 に掲げたもののほか、業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

日本学生支援機構が保有する国際交流会館の会議室等については、一般利用への開放などの効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うこととする。

② 市場化テストの導入について

平成 18 年 12 月 22 日に閣議決定された公共サービス改革基本方針改定において、「東京国際交流館」の「プラザ平成」の企画・管理・運営業務および広島国際交流会館の管理・運営業務について、市場化テストの対象とすることが決定されております。「公共サービス改革基本方針改定（抜粋）」につきましては以下の通りです

公共サービス改革基本方針改定＜抜粋＞

平成 18 年 12 月 22 日閣議決定

【別表】

6. 独立行政法人の業務

事項名	措置の内容等	担当府省
(7)(独)日本学生支援機構の「東京国際交流館」の「プラザ平成」運営等業務	<p>○ (独)日本学生支援機構の「東京国際交流館」の「プラザ平成」について、「国際研究交流大学村」における産学連携の知的国際交流・情報発信の拠点としての位置づけを踏まえつつ、企画・管理・運営業務について、官民競争入札又は民間競争入札の対象とする。このため、平成 19 年度に官民競争入札又は民間競争入札を実施し、20 年度から落札者による業務を実施する。</p> <p>【措置に関する計画の策定】 上記措置を前提に、平成 19 年度に実施する入札等の実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、同年 5 月末までに策定する。</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)日本学生支援機構「東京国際交流館」の「プラザ平成」（東京都）</p>	文部科学省

<p>(8)(独) 日本学生支援機構の国際交流会館等の運営等業務</p>	<p>○ (独) 日本学生支援機構の全国 14 箇所の国際交流会館のうち 1 館について、現在、(財) 日本国際教育支援協会に委託している管理・運營業務を民間競争入札の対象とする。このため、平成 19 年度に民間競争入札を実施し、20 年度から落札者による業務を実施するとともに、その成果を検証する。</p> <p>【措置に関する計画の策定】 上記措置を前提に、平成 19 年度に実施する入札等の実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、同年 5 月末までに策定する。</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独) 日本学生支援機構の「広島国際交流会館」(広島県)</p> <p>【平成 20 年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 官民競争入札又は民間競争入札の更なる実施について、今後行う民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討する。</p>	<p>文部科学省</p>
--------------------------------------	--	--------------

③ 規制改革・民間開放の推進に関する第 3 次答申について

平成 18 年 12 月 25 日に規制改革・民間開放推進会議が、「規制改革・民間開放の推進に関する第 3 次答申」を取りまとめました。これを踏まえて、平成 19 年 6 月頃を目途に、規制改革に関する新 3 か年計画が策定されることとされています。

規制改革・民間開放の推進に関する第 3 次答申<抜粋>

平成 18 年 12 月 25 日

規制改革・民間開放推進会議

Ⅲ. 各分野における具体的な規制改革

1 横断的・制度的分野

(3) 官業民間開放

③ 研究・研修等

ウ 日本学生支援機構【平成 18 年度検討・結論、平成 19 年度中に措置】

当該法人は、旧日本育英会や旧財団法人日本国際教育協会などが統合され、教育の機会均等に寄与する学資の貸与や留学生の交流の推進等を目的とした事業を実施することを目的として、平成 16 年 4 月に設立された独立行政法人である。

当該機構が国の教育施策の一環として実施している奨学金貸与事業は、一方では政策金融機関類似の業務であり、金融業務として適切・効率的に実施されているか、「民間でできることは民間に委ねる」ことができないか等の観点から、見直しが行われるべきである。まず、回収業務については、平成 17 年度における要回収額に係る回収率は 78.2%、平成 16 年度の 77.9% に比して向上はしているが、引き続き回収率の更なる向上についての分析と方策を検討し、業務の効率化、合理化の観点から、費用対効果の検証を踏まえつつ、回収業務について民間に委ねられる業務については、積極的に民間委託を進めるべきである。

また、融資業務についても、より効率的・効果的な業務運営を推進する観点から、民間活用について検討すべきである。

さらに、学生生活支援事業については、学生向けに開催している各種イベント（セミナー、フェスタ等）、教職員向けの研修、月刊誌発行事業等に関して、対象者の間における認知度やニーズの観点から、効率的・効果的な運営が行われているかを把握し、学生生活支援に関する大学等の自主的な取組を促すための支援という観点から当該機構の実施する学生生活支援業務の対象を厳選し、必要性の少ない事業については統合や廃止を検討すべきである。

第3 参照書類を縦覧に供している場所

東京都新宿区市谷本村町10-7

独立行政法人日本学生支援機構市谷事務所